

## 7 貸与権 (le droit de prêt et de location)

### (1) 貸与権一般

貸与権は、著作物の複製物の貸与を許諾し、禁止する著作権者の排他的権利である。なお、**prêt** は無償の貸与を意味し、**location** は有償の貸与を意味する。公貸権は、**prêt** となる。

フランスは、公貸権部分しか貸与権指令を国内法化していないので、プログラムの著作物を除き (122-6 条 3 号)、貸与権に関する定めはない。しかし、貸与権は判例によって認められている (破毀院第 1 民事部 2004 年 4 月 27 日 99-18.464 任天堂事件)

### (2) 公貸権 (le droit de prêt public)

2003 年 6 月 18 日法により、公衆に開かれた図書館において貸し出される書籍に対する貸与権 (公貸権) を導入した (133-1 条以下)。

出版者と出版契約を締結した著作者は、図書館による書籍の貸出しに反対することができない (133-1 条 1 項)。したがって、公貸権は、法律上の許諾であり、著作者は報酬請求権を付与される (同条 2 項)。

公貸権の権利者は、書籍の著作者およびその著作者と出版契約を締結した出版者である (133-1 条、133-4 条)。欧州司法裁判所は、電子書籍も公貸権の対象となると判断している (欧州司法裁判所 2016 年 11 月 10 日 C-174/15)。

公貸権に対する報酬は、最終ユーザーである図書館の利用者や図書館が負担するのではなく、支払義務者は国と書店等である。報酬は、① 税金を財源として国により支払われる部分と、② 図書館に本を販売する書店等が負担する部分に分けられ、それぞれ料率が定められているが。書籍の貸出数には連動していない (133-3 条および規則 133-1 条)。

報酬の徴収・分配は、集中管理団体を通じて行われる (133-2 条)。公貸権の集中管理は義務的であり、SOFIA が集中管理団体として認可されている。報酬は、全体の半分を超えない部分を退職した作家に対する年金の財源に充て、残りを著作者と出版者との間で平等に分けられる (133-4 条)。

公貸権に対する報酬の分配のあり方は、著作権法の論理によるというより、政策的な色彩が強い。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)